

石川啄木記念館及び盛岡市玉山歴史民俗資料館にかかる経費の項目

収支予算書の作成の際には、次の項目及び仕様書などを参考にしてください。
また、必要に応じて項目の増減を行ってください。

施設名:石川啄木記念館

1 収入の部

項目	算定の基礎
1 指定管理料	
指定管理料(※)	(上限額は別途示します。)
2 雑収入	
1 その他の収入	講座受講料収入等

2 支出の部

項目	算定の基礎
【直接経費】 (施設の運営に直接必要となる経費 例:施設に勤務する職員の人件費や施設の光熱水費など)	
1 人件費	5人(最低基準、兼務可)
1 給与	
2 諸手当	
3 賃金	
4 福利厚生費	社会保険料、労働保険料等
5 その他	
2 運営費	
1 報償費	運営協議会謝金等
2 旅費	会議、研修
3 消耗品費	
4 燃料費	
5 食糧費	
6 印刷製本費	館報、リーフレット印刷等
7 光熱水費	電気・水道 ※盛岡市玉山歴史民俗資料館分も計上
8 修繕費	施設・物品修繕(精算対象。基準額は募集要項を参照すること) ※盛岡市玉山歴史民俗資料館分も計上
9 通信費	電話料、郵便料
10 委託料	機械警備、設備保守点検等(仕様書参照) ※盛岡市玉山歴史民俗資料館分も計上
11 公租公課	
12 その他	
3 事業費	
1 報償費	講師謝金等
2 旅費	
3 消耗品費	
4 印刷製本費	企画展等チラシ・ポスター等
5 通信費	郵送料等
6 委託料	資料複製等
7 その他	
【間接経費】 (施設の管理運営に係る経費で直接経費以外のもの 例:組織機能の維持に係る経費など)	
4 一般管理費	
1 一般管理費	

【注意事項】

- ・収入の部と支出の部の合計額が一致するように作成してください。
- ・収入、支出とも原則として消費税込みの金額で作成して下さい。
- ・指定管理料(※)欄の金額が、指定管理料の上限額を超える場合は審査の対象になりません。

施設名:盛岡市玉山歴史民俗資料館

1 収入の部

項目	算定の基礎
1 指定管理料	
指定管理料(※)	(上限額は別途示します。)
2 雑収入	

2 支出の部

項目	算定の基礎
【直接経費】 (施設の運営に直接必要となる経費 例:施設に勤務する職員の人件費や施設の光熱水費など)	
1 人件費	1人(最低基準、兼務可)
1 給与	
2 諸手当	
3 賃金	
4 福利厚生費	社会保険料、労働保険料等
5 その他	
2 運営費	
1 報償費	
2 旅費	会議、研修
3 消耗品費	
4 燃料費	
5 食糧費	
6 印刷製本費	館報、リーフレット印刷等
7 光熱水費	※石川啄木記念館に計上
8 修繕費	※石川啄木記念館に計上
9 通信費	電話料、郵便料
10 委託料	※石川啄木記念館に計上
11 公租公課	
12 その他	
3 事業費	
1 報償費	講師謝金等
2 旅費	
3 消耗品費	
4 印刷製本費	企画展等チラシ・ポスター等
5 通信費	郵送料等
6 委託料	資料複製等
7 その他	
【間接経費】 (施設の管理運営に係る経費で直接経費以外のもの 例:組織機能の維持に係る経費など)	
4 一般管理費	
1 一般管理費	

【注意事項】

- ・収入の部と支出の部の合計額が一致するように作成してください。
- ・収入、支出とも原則として消費税込みの金額で作成して下さい。
- ・指定管理料(※)欄の金額が、指定管理料の上限額を超える場合は審査の対象になりません。